

旭川医科大学特命助教に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年7月10日学長裁定)

旭川医科大学特命助教に関する取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学特命助教に関する取扱要項（平成24年3月12日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与)</p> <p>第4 特命助教の給与は、基本給及び諸手当とし、次項及び第3項に定めるもののほか、旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号。以下「給与規程」という。）を準用する。</p> <p>2 特命助教の基本給は、月額295,000円とする。</p> <p>3 特命助教に支給する諸手当は、放射線取扱手当（給与規程第11条）、高気圧治療室内作業手当（同第12条）、超過勤務手当（同第14条）、休日手当（同第15条）、夜勤手当（同第16条）、宿日直手当（同第18条）、術後管理手当（同第18条の2）、救急勤務医等手当（同第18条の4）、<u>ドクターヘリ搭乗手当（同第18条の6）、分娩手当（同第18条の7）及び分娩待機手当（同第18条の9）</u>とし、他の手当は支給しない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和元年7月10日から施行し、改正後の第4条第3</u></p>	<p>(略)</p> <p>(給与)</p> <p>第4 特命助教の給与は、基本給及び諸手当とし、次項及び第3項に定めるもののほか、旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号。以下「給与規程」という。）を準用する。</p> <p>2 特命助教の基本給は、月額295,000円とする。</p> <p>3 特命助教に支給する諸手当は、放射線取扱手当（給与規程第11条）、高気圧治療室内作業手当（同第12条）、超過勤務手当（同第14条）、休日手当（同第15条）、夜勤手当（同第16条）、宿日直手当（同第18条）、術後管理手当（同第18条の2）、救急勤務医等手当（同第18条の4）、<u>ドクターヘリ搭乗手当（同第18条の6）及び分娩手当（同第18条の7）</u>とし、他の手当は支給しない。</p> <p>(略)</p>

項の規定は、令和元年7月1日から適用する。

【改正理由】

特命助教に分娩待機手当を支給できるように所要の改正を行うものである。